

# 来年度報酬改定に向けて ～重度訪問介護の報酬単価について～

全国自立生活センター協議会 常任委員 中西正司



現状

重度訪問介護の報酬単価は、身体介護の半分以下の低水準

重度訪問介護の報酬単価は 8 時間以上を連続して提供する長時間のサービスを想定

来年 4 月より医療的ケアが制度化

課題

- 安定的な経営が困難なため、サービス提供する事業所がわずか。
- 報酬単価が低いため、賃金も低く人材確保が困難。
- 今働いてるヘルパーは過重労働かつ高い離職率の悪循環

- 本来の制度趣旨をまげて、低い単価設定を使い予算を削るために短時間のサービス提供に重度訪問介護を支給決定する市町村が存在
- 1 回 1～2 時間のサービスでは人材確保も難しく、採算もとれない。

- 医療的ケアを提供するためには個別の OJT が必要。
- 新人はベテランヘルパーとの 2 人体制で研修を受けるなど研修コストがかかる。

改善策

利用者が必要なサービス提供を安定して受けられるように重度訪問介護の基本的な報酬単価水準を引き上げが必要！

1 回あたりの提供時間が 8 時間未満の場合、短時間であればあるほど時間あたりの報酬単価が高くなるしくみが必要！

医療的ケア利用者への加算の創設が必要！

## 障害福祉サービス等報酬改定に関するヒアリング意見

全国自立生活センター協議会  
常任委員 中西正司

### 1. 重度訪問介護の報酬単価水準

重度訪問介護の報酬単価は身体介護の半分以下という非常に低い水準となってきた。都道府県の指定を受けているにもかかわらず、報酬単価が低く採算がとれないという理由から重度訪問介護のサービスを提供していない事業所が都市部においても地方においてもほとんどである。支給決定を受けても実際にサービス提供をする事業所を見つけることができず、十分なサービスを受けられない状況がある。

重度訪問介護のサービスを提供している事業所についても、報酬単価が低いために人材確保は困難を極め、現任のヘルパーの労働環境の悪化から離職率が高くなりさらに人材難となる悪循環が継続している。

サービス提供を続けている事業所も各種加算や処遇改善助成金によってどうにか現状を維持しており、来年度の報酬改定においては重度訪問介護の基本的な報酬単価水準を引き上げ、利用者が必要なサービス提供を安定して受けられるようにすること。

### 2. 重度訪問介護の短時間利用の報酬

重度訪問介護の報酬単価は8時間以上を連続して提供する長時間のサービスを想定しているため、身体介護などと比べ低い単価設定になっている。この低い単価設定を利用して短時間のサービス提供に重度訪問介護を支給決定する市町村が存在する。また報酬が低く1回1～2時間のサービスでは人材確保も難しく、採算もとれない水準である。この状況を改善するため、重度訪問介護の1回あたりの提供時間が8時間未満の場合、時間数に反比例する形で時間あたりの報酬単価を上げていくしくみ（短時間であればあるほど時間あたりの報酬単価が高くなるしくみ）を導入すること。

### 3. 医療的ケアを評価した報酬

来年4月より医療的ケアが制度化される。医療的ケアは一定の研修を終えたヘルパーによって行われるが、実際には個別性の高い重度障害者へのサービス提供にはさらなる個別研修が必要であり、経験を積んだヘルパーと組んで研修を受けながらサービス提供を行うなど新人ヘルパーへの研修コストなどが膨らむことが予想される。医療的ケアを必要とする重度障害者へのサービス提供を充実させていくために医療的ケア利用者への加算を創設すること。

### 4. 現場の実態に則した報酬改定を

事業所は事業を継続していくため収支がマイナスにならないように報酬に見合った賃金

を設定するなどして経営をしている。そのため経営実態調査では収支が均衡しているもしくはプラスの結果が多く出ることとなり、これが報酬単価の設定基準や報酬引き下げの根拠に使われる。実際は多くの経営努力や低賃金での労働を背景にこの結果が出ているのである。福祉サービスにかかる報酬改定は経営実態調査に根拠をおくのではなく、障害者の地域生活を保障してくためのサービスとして、安定した事業運営が可能な報酬水準を考慮し現場の実態に則した改定をすべきである。

## 5. 幅広い介助人材の確保

介助者の確保については、入り口は広く、熟練度に応じて昇給するようなシステムが必要である。現行の資格制度は介護福祉士の受験資格取得に500時間以上の研修を義務づけが予定されていることなど、入り口を狭くしており、介助者の熟練度を上げるものとなっていない。介助は一般の職業とは異なり、OJTが個々の障害者について必要である。そのため一般的な研修を強化するよりも、介助の世界に入ってくる人たちにとって魅力的な初任給、ベテランになるにしたがって昇給する希望の持てる報酬体系とすべきである。

以上